

令和8年度有害鳥獣被害防除柵等設置費補助金

市では有害鳥獣からの農作物被害を防止するために対策を講じる方に対して、その対策に係る費用の一部を補助し、農業振興の推進を図ります。

1 対象となる方

本市に住所を有し、市内で農地を耕作する方

2 補助の内容

野生鳥獣による農作物への被害防除を目的とした防除柵等の設置

3 補助対象経費

電気柵、金属製柵、金網、トタン等の資材の購入に要した費用

※資材費の合計が20,000円（税抜）以上のものに
限ります。

※設置に係る工事費、委託費及び運搬費等は対象外
となります。

4 補助金額

補助対象経費の2分の1の額（その額に100円未満
の端数があるときは、これを切り捨てた額）

※上限額は、50,000円となります。



【お問い合わせ・申請窓口】

韮崎市 農政課 農林振興担当
電話番号：0551-45-9104

市ホームページから
申請書のダウンロード
ができます！

